五　便所
六　調理室
七　面談室
八　洗濯室又は洗濯場
九　宿直室
十　前各号に掲げるもののほか、事務室その他運営上必要な設備

4　前項第一号、第三号及び第六号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一　居室

イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ　地階に設けてはならないこと。

ハ　入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

ニ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二　浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三　調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5　前各項に規定するもののほか、都市型軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一　施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

二　原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（職員配置の基準）

第三十七条　都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一　施設長　一
二　生活相談員　一以上
三　介護職員　常勤換算方法で一以上
四　栄養士　一以上
五　事務員　一以上
六　調理員その他の職員　当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2　前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

3　第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4　第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5　指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員を置かないことができる。

6　第一項第五号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。

7　夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（自炊の支援）

第三十八条　都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない。

（準用）

第三十九条　第三条から第九条まで及び第十二条から第三十三条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条並びに第三十九条において準用する第七条から第九条まで及び第十二条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二十九号）の施行に伴い、並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第七条及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第八条第二項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「医師の意見書（様式第六号）」を「当該申請書に記載された負傷又は疾病についての医師の意見書（第一項の申請書にあっては、様式第六号によるものに限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第八条第二項の申請書は、前項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した認定申請書によらなければならない。

附則第二条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により、」を削り、「申請しようとする者」を「受けようとする者（非居住者を除く。）」に改め、「申立書」の下に「。次項において「事実を認めることができる書類等」という。」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付を受けようとする者（非居住者に限る。）は、交付申請書に、事実を認めることができる書類等を添えて、領事官を経由して、それぞれ、その者が令別表第三の区域内に在った者又は令別表第四の区域内に在った者のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

附則第二条第四項中「第二項」を「前二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第三項の規定による申請に係る第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付を行うときは、領事官を経由して行うものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第十六条第一号イ中「0.2825」を「0.2821」に、「1,259.13円」を「1,283.00円」に改め、同号ロ中「0.000000383」を「0.000000396」に、「0.011169」を「0.011049」に改め、同条第二号イ中「一万四千五百十円四十八銭」を「一万四千七十三円八十八銭」に改め、同号ロ中「〇・〇〇七九一一」を「〇・〇〇七九一〇」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。